

○市川会長 それでは、時間がまいりましたので「地方制度調査会第3回総会」を開会いたします。

委員の皆様には、年末の大変御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。なお、冒頭のカメラ撮りは認めることとしておりますので御了承ください。

今次の調査会におきましては、本年1月14日の第1回総会において、岸田内閣総理大臣より諮問をいただき、6月3日の第2回総会において諮問事項に基づき審議項目を決定いたしました。その後、専門小委員会において調査審議を行ってまいりましたが、地方議会のあり方については、各議長会から、重要かつ喫緊の課題であり早期の審議が求められていることも踏まえまして、8月以降、集中的に議論を進めてまいりました。

本日は、専門小委員会に取りまとめました「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（案）」について各委員の御意見を賜り、総会において決定したいと考えております。

まず初めに、本日は公務御多忙の中、松本総務大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

松本総務大臣、よろしくお願いたします。

○松本総務大臣 御紹介をいただきました、総務大臣を拝命いたしております松本剛明でございます。

私事と言っているのかどうか分かりませんが、去る11月21日にお役をいただきましたので、ちょうど本日で一月になるわけでございますが、国民生活に直結する地方の課題に取り組む大役をお預かりいたしました。精進をしてみたいと存じますが、本日は地方制度調査会の第3回総会ということで、市川会長、大山副会長、山本委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、公私にわたり御多用のところ御出席いただきまして、心から御礼を申し上げます。

本日、答申案について御議論いただく地方議会についてですが、人口減少や高齢化が進行し、住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中、住民の多様な声を聞き、広い見地から地域社会のあり方を議論し、納得感のある合意形成を行う議会の役割はますます重要なものとなってきております。

他方で、近年、無投票当選の増加や、一部の団体における定数割れの発生など、地方議員のなり手不足が喫緊の課題となる中、本調査会においてもこの問題に対して熱心に御議論いただいていると承知しております。

先の臨時国会では、議員立法により地方議員の請負禁止の緩和を含む地方自治法の改正が行われましたが、これは第32次の本調査会においても提言されていたことと承知しております。これにより議員のなり手不足の解消を図るの一助となることが期待されております。

今次の調査会におきましても、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向

け、各議会が取り組むべき事項と併せて、例えば議会の位置付け、議員の職務等について地方自治法上明確化すること、立候補環境の整備について各企業の自主的な取組の要請を検討すること、意見書や請願書の提出などをオンラインにより行うことを可能とすることなどを御提言いただいていると承知しております。これらについては三議長会の皆様から重ねて御要望をいただいております、私自身も昨日の国と地方の協議の場などでお話を承っているところでございます。いずれも重要かつ喫緊の課題と認識しており、総務省といたしましても、本日答申が取りまとめられれば、答申の趣旨の実現に向け、取り組んでまいりたいと存じます。

委員の皆様方におかれては、最終的な答申の取りまとめに向けまして、引き続き諮問事項について御議論くださいますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○市川会長 ありがとうございます。

ここで松本総務大臣は、次の公務のため御退席されます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

○松本総務大臣 恐れ入ります。どうぞよろしく願いいたします。

(松本総務大臣、退室)

○市川会長 それでは、カメラが退出しますので少々お待ちください。

(報道関係者、退室)

○市川会長 ありがとうございます。

申し遅れましたが、着座にて議事を進めさせていただきますので御了承願います。また、御発言に関しましても、皆さん御着席のままで御発言いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ち御報告いたします。第2回総会以降、4名の委員の御異動がございましたので、新たに就任された委員を御紹介いたします。

まず、衆議院議員のあかま二郎委員でございます。

次に、衆議院議員の坂本哲志委員でございます。

続いて、参議院議員の江島潔委員でございます。

最後に、御欠席ではございますが、参議院議員の岸真紀子委員が就任されました。

以上、新たに就任された委員の御紹介でございます。

それでは、議事に入らせていただきますが、総会が始まります前に運営委員会が行われましたので、まず、その結果につきまして、大山運営委員長から報告をお願いいたします。

○大山運営委員長 御報告申し上げます。先ほどの運営委員会では、本日の総会の運営等について御相談をいたしました。

その結果、本日の総会におきましては「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申(案)」について御審議いただくことと決定いたしました。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、専門小委員会における審議状況について、山本委員長から御説明をお願いいたします。

○山本委員長 御報告をいたします。

冒頭の市川会長の御挨拶のとおり、地方議会のあり方につきましては、8月以降の専門小委員会におきまして集中的に審議を進めてまいりました。そして、11月28日の第9回専門小委員会における議論を経て、専門小委員会といたしまして、お手元にございます「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（案）」を取りまとめ、本日、同答申案を総会にお諮りすることとなった次第です。

なお、他の審議項目であります、社会全体のデジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症対応で直面した地域社会・地方行政の課題や、これを踏まえた国と地方公共団体及び地方公共団体間の役割分担や連携・協力のあり方等につきましては、並行して審議を行っているところです。

それでは、専門小委員会で取りまとめた答申案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○田中行政課長 引き続きまして、事務局より答申案につきまして資料に沿いまして御説明を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。「第1 議会についての現状認識と課題」でございます。

新型コロナウイルス感染症のまん延等に際して地方公共団体が必要な対応を行うため、議会においては条例、予算、国への意見書等の審査や議決が数多く行われている。大規模災害、感染症のまん延等の事態においても住民のニーズを適切に酌み取り、納得感のある合意形成を行う観点から議会が果たす役割が大きいとしております。

次のパラグラフでは、今後、全国的に人口減少と高齢化が進行するという一方で、地域において合意形成が困難な課題が増大していくということが見込まれるわけではありますが、そのような中で、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要となるということについて言及をしているところでございます。このような役割を議会が果たしていくためには、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要であるとしております。

しかしながら、先の第32次地方制度調査会におきましても指摘されておりましたように、現実には、例えば議会の議員の構成につきましては、住民の構成と比較しまして女性や60歳未満の割合が極めて低いなど、多様性を欠く状況が続いている。近年、地方議会議員選挙においては投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、住民の議会に対する関心の低下を指摘せざるを得ないとしております。とりわけ女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向にあり、議会が性別や

年齢構成の面で多様性を欠いていることは、繰り返される一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせていると考えられるとしておりまして、この結果、意欲のある住民が立候補を思いとどまるようになるなど、議員のなり手不足の原因の一つになっている面があるとしております。

また、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが進展する中で、デジタル技術が新型コロナウイルス感染症のまん延等における社会経済活動の継続や、多様な主体が連携した地域課題解決のためのツールとして有用であることが広く認知されるようになったところであり、議会がその役割を発揮する上で、デジタルでの対応はますます重要になっているとしております。

「第2 議会における取組の必要性」でございます。

1つ目が「多様な人材の参画を前提とした議会運営」でございます。まず、1つ目のパラグラフでは、議会運営の具体的なあり方は各議会において決められるものでありますが、現在は平日の日中の会議開催が一般的であることや、議員や有権者からのハラスメントが指摘されるなど、必ずしも女性、若者、勤労者などが参画しやすい現状にはなっていないということ指摘した上で、各議会において議会運営上の工夫を行い、女性や若者、勤労者などが、より議会に参画しやすくなるような環境を整備することが必要であるという指摘をしています。以下、夜間・休日等の議会開催、通年会期制の活用などによって柔軟に会議日程を設定する取組など、各地域の実情を踏まえて議会運営上の工夫を行っていくことが考えられるとしております。

また、議員活動を行う上でのハラスメントの防止のため、第三者による相談窓口を設置しまして、性別や年齢を問わず幅広く相談を受け付けることや、会議規則において育児・介護等の取扱いを明確化すること、議会活動における旧姓使用を認めることなどの対応を行うことが考えられるとしております。

加えまして、特に小規模団体においては、議員報酬が低水準であることが議員のなり手不足の要因となっているという指摘がございまして、適正な議員報酬の水準について議論を行っているような取組がありますので、こういった取組を参考にしまして、住民の理解を得ながら議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられるとしております。

2つ目の「住民に開かれた議会のための取組」でございますが、各議会において議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を進めていくことが必要である。こうした取組は、多様な人材を議員のなり手として長期的・継続的に涵養していくことにつながるとしてございまして、若者、障害者などへの積極的な情報発信のために、SNSを活用した議会情報の発信とか、字幕付きの映像などによる議会中継の配信の事例とか、住民との意見交換をオンラインによって行っているような事例とか、タブレット端末を活用しまして審議のペーパーレス化はもちろんです、これを議会での提出資料の住民への情報公開の契機にしていくことなども考えられるということ指摘しています。

住民が議会により積極的に参画する機会としまして、例えば議会が住民と共同して政策づくりを行う取組である政策サポーターや、このほかにも議会モニター、女性模擬議会、少年議会などの取組を紹介しまして、こういった取組は、住民と議会間の双方向の意思疎通の場となって、住民の議会への関心を高める機会として有意義であると考えられる。こうした取組に参加した住民の中には、実際に議員に立候補した事例もあって、多様な人材を議員のなり手として涵養していく観点からも有用と考えられるとしております。

3つ目が「議長の全国的連合組織等との連携・国の支援」でございます。今、御紹介申し上げましたような様々な取組につきましては、一部の議会においては取組が進んでおりますが、いまだ広がりや限定的なものも多いということで、各議会において自主的に取組を進めていただくことが基本であるものの、これを広げていくという意味では、議長の全国的連合組織において人的支援とか先進的な事例、手法の共有、研修などの取組を積極的に進めていくことが重要であるとしてございます。

最後のパラグラフでございますが、国においても令和3年に改正されました「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づきまして、男女共同参画をテーマとする啓発活動や先進事例の紹介などの取組を引き続き行っていくことが重要である。また、議会におけるデジタル技術の活用を進めていくためには技術的・財政的な課題があるという指摘もありまして、特に小規模団体において取組が進んでいない状況にあることから、国や議長の全国的連合組織において必要な支援を行い、デジタル化の取組を促すことも検討すべきであるとしております。

なお、多様な人材の参画を促すための議会運営上の工夫や、住民の議会に対する理解を促進する取組を更に進めるためには、各議会の自主的な取組だけでは十分でなく、上記の議長の全国的連合組織や国による対応を行った上で、更に何らかの措置が必要かどうか検討する必要があるのではないかという意見もあるということでございます。

「第3 議会の位置付け等の明確化」でございます。

議会が果たすべき役割、議員の活動のあり方などを含めまして、住民との議論を重ねながら地域の実情に応じて議会の目指すべき姿を明確化していく取組は、数多くの地域で見られまして、議会基本条例などの形で定められることもあるわけでありまして、こういった取組につきまして、意義があるものと考えられるとしております。

こういったことを踏まえまして、議会の役割・責任、議員の職務などについて、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという地方公共団体における議会の位置付けを追記すること。地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決するなどの議会の役割・責任を明確に規定すること。議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないことを規定することが考えられる。この際、特に、議員に関する規定は、職務を行う上での心構えを示すものであり、

新たな権限や義務を定めるものでなく、本来の議員の職務以外の不適切な行為を正当化し、助長することとならないよう十分留意すべきであるとしております。

「第4 立候補環境の整備」でございます。

1つ目のパラグラフが現行制度について説明しておりまして、次の5ページ目でございますが、更に勤労者が立候補しやすい環境を整備するため、法制度として立候補に伴う休暇の規定を設けることや、休暇を取得したことを理由とした不利益取扱いを禁止することなどは、個々の企業の事情にかかわらず、勤労者の立候補を促進するものとして有効な方策の一つと考えられる。

一方で、法制度として一律に設けることとする場合、事業主負担をどう考えるかという課題や、立候補に伴う休暇や不利益取扱いの禁止は参政権の行使に関わる問題であることから、地方議会議員選挙のみを対象とし、国会議員選挙や長の選挙に先行させることについてどう考えるかという課題がある。

また、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや、人口減少下における人材確保の必要性などを背景として副業・兼業が増加傾向にある。議員に当選した後においても引き続き企業に勤務しながら議員活動を行うことも考えられるところ、副業・兼業は各企業の就業規則において、これを認める取扱いとすることも可能である。

これらを踏まえると、法制化については上記の課題について引き続き検討することとしつつ、まずは各企業の状況に応じた自主的な取組として就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けることや、議員との副業・兼業を可能とすることなどについて、各企業に要請していくことを検討すべきである。

なお、公務員の立候補制限や議員との兼職禁止の緩和については、行政の中立性・公平性などの要請にも配慮しつつ、引き続き検討する必要があるとしております。

「第5 議会のデジタル化」でございます。

1つ目の「議会へのオンラインによる出席」でございます。第1パラグラフは現行制度について説明をしております。第2パラグラフ以下、読み上げさせていただきます。

委員会へのオンラインによる出席の事例はまだ限定的であるが、感染症のまん延や災害の発生等の緊急時に審議を行えることや、育児・介護等の事情により議場に来ることが困難な者も審議に参加できるようになるメリットがあると指摘されている。一方で、表決の際の賛否確認や、通信が途切れた場合の取扱い等について課題も指摘されている。

本会議へのオンラインによる出席については、多様な人材の議会への参画に途を開く観点等から、これを可能とすべきであるとの意見がある。この点に関しては、オンラインによる出席を例外的な取扱いとせず、事由を問わず幅広くオンラインによる出席を可能とする考え方がある一方、あくまで現に議場にいるという意味での出席を原則とした上で、育児・介護中の者や、障害者、妊産婦等の議場に来ることが困難な者の議会への参画に途を開く観点から、個人の事情を含めて、現在、会議規則で欠席が認められているような正当な事由がある場合にはオンラインによる出席を可能とする考え方。

大規模災害、感染症のまん延等に際して議会機能を維持する観点から、現に議場にいるという意味での出席が困難な事態が生じた際に、議会機能を維持するために必要がある場合にはオンラインによる出席を可能とする考え方がある。

このほか、引き続き、出席については現に議場にいることを前提にしつつ、議決と議決以外の議事で定足数の要件を分け、後者については過半数の要件を緩和することにより、出席ではない位置付けで、オンラインにより参加することを可能とする考え方もある。これらについて、国会における取扱いの状況も参考としつつ、丁寧な検討を進めていくべきであるということでございます。

同時に、オンラインによる出席を可能とする場合、本人確認をどのように行うか、住民に対する議事の公開をどのように行うか、特定の第三者による関与がないことをどのように担保するかといった点に関し、現に議場にいるという意味での出席と同様の環境をどのように確保するか、また、各議会において現実にそのような環境を整備することが可能かを検討する必要がある。その際には、一部の団体で取組が始まっている委員会へのオンラインによる出席において生じた課題やその対応等の検証も行うべきであるということでございます。

2つ目が「議会に関連する手続のオンライン化」でございます。

1つ目のパラグラフで現行制度について説明しておりまして、2つ目ですが、住民の議会に対する請願書の提出や議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会などの間で行われる法令上の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用対象外とされている。多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続についても一括でオンラインで行うことを可能とするべきであるとしております。

最後のページで「結び」でございます。これは読み上げさせていただきます。

近年、我が国では、様々な分野で多様な人材の社会への参画を進めることの必要性が指摘されている。例えば、男女共同参画の観点からは、官公庁のほか、企業、教育機関、自治会、消防団などにおいて女性の登用・採用を進めるための取組が行われている。このような中、当調査会では、議会についての現状認識と課題を踏まえ、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現に向けた対応方策について調査審議を行った。本答申を踏まえ、各議会、議長の全国的連合組織や国において、それぞれ必要な対応が行われることが期待される。

そもそも、議会は、住民自身の権利として、また、住民自身の責任において団体の運営を行うという住民自治の根幹をなす存在であり、多様な人材が参画し住民に開かれた議会を実現するのは、住民の基本的な役割である。今後、人口減少や高齢化、激甚化する災害など、地域社会を取り巻く環境が更に厳しさを増す中で、住民自身が地域社会のあり方について十分に考えることが求められ、その関心と注視と責任の下で、議会が役割を発揮していくことが望まれる。デジタル技術は、そのための効果的な手法になり得る。議会運営

の合理化や利便性の向上のために導入するにとどまらず、多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するよう積極的に活用されることが期待される。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました答申案について、皆様から御意見・御質問を賜りたいと存じます。まずは、国会議員の委員の皆様からお願いできればと存じます。

なお、重徳委員におかれましては中座されるとお聞きしておりますので、重徳委員から先に御発言をいただいた上で、その後、座席の順番により、あかま委員から御発言をお願いできればと存じます。

それでは、重徳委員、お願いいたします。

○重徳委員 大変恐れ入ります。御配慮いただきましてありがとうございます。衆議院議員の重徳和彦です。2点申し上げます。

一つは、今の議会の位置付けにつきまして、資料の4ページで議会の位置付け等の明確化がございます。もちろん基本的にはいいことだと思っておりますけれども、大変恥ずかしながら私の地元の西尾市で起こっている事実として、実はPFIに基づく契約、ある時点で、議会も承認した正規に結ばれた民間企業というか、SPCというのですけれども、そここの契約について、首長が見直しをする、そして、それは最終的には破棄、解除するというところに今なってしまうと、ここに対して、住民側から、あるいは企業側から訴訟が幾つも起こっているという状況がございます。

もちろん最終的なというか、決定権限を持っているのは首長さんではありますが、そこに対する議会の監視、チェックというものが、ここで言うところの議事機関というのがどこまで、つまり裁判が起こっていますから、最終的には法的な責任を首長さんは背負わなくてははいけない。場合によっては住民訴訟で個人的にも求償されるかもしれないですが、議会に関しては、ここにも心構えと書いてありますので、これから、そこまで背負うことはないということなのでしょうけれども、法律や契約に基づく行政執行は行政の基本でありますので、そこに対して首長が何かやろうとしているときに、議会の皆さんも自分たちも最終的には法的な責任も含めて背負わなくてははいけないというところまで重たい責任を持たせない限り、なかなかここまでのチェックというのが効かないのかなという現実が、今、西尾市においてあります。

私も助言はこれまでもしてきたのですけれども、どうしてもうまくいかずに、最終的には住民の、場合によっては数十億円もの巨額の損害賠償の負担が住民に回ってくる。ここに歯止めをかけることも本来議会の役割だと思うのですけれども、背負っているものがそんなに重くなければ、最後は首長の判断だよなというようなことも起こり得る。

詳細に話す時間がないので、十分理解いただけるような話かどうか分かりませんが、そういう問題意識も含めて、もちろん議会の責任を大きくするのはいいのですが、どこまで責任を背負わせることが適切なのかというのは、色々なケースを子細に確認の上、

御判断していただく必要があるのかなと思います。

もう1点は、議会の位置付けや議員のなり手確保というようなことが今回の議題なのですけれども、一方で、私は今、総務委員会に所属しております、このところ総務委員会で質問のテーマにさせていただいているのが、平成の市町村合併です。この成果として、総務省は自治体の首長が減り、議員も減り、職員もスリム化することができた、行革なのだということを一方で言いながら、議員のなり手がいないのは困ると言っていて、若干どっちなのだという感じもするわけです。

別に言いたいのはそこだけではなくて、合併から10年、15年たって、これまでの32次の地方制度調査会でも話題にはなったようでありすけれども、合併の本当の意味の検証が必要なのではないかと思います。特に地域自治区というものが整備されているところは、一定の自治の仕組みができているかもしれませんが、例えば最近、若者の地方回帰というものを促進していくための取組が各自治体の旧町村において十分できているかという、ここは自治体なり議会なりが存在してこそというものもあります。

ですから、何かしら旧町村部においてこれからも、財政的な支援はもう終わっているわけですから、そこが強い自治を確保するための仕組みも、これからしっかりと設けるべきだと思いますし、合併した後の旧町村が今、人口面で、あるいは社会面でどのようなその後の経緯をたどっているのか、様々な統計も新市町村単位の統計調査のみならず、旧町村部のきめ細かいデータをこれからも追いつけて、平成の合併の検証も合わせて行っていくべきではないか。

少し議題からそれたかもしれませんが、以上、申し上げさせていただきます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、あかま委員、よろしくお願ひいたします。

○あかま委員 衆議院議員のあかまでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今般、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策、この答申案については、各委員の方々、様々な御意見・議論を踏まえながら取りまとめていただいて、大変感謝申し上げます。

それぞれ項目別になっておるようでございますけれども、現状認識であるとか、議会における取組の必要性等々、それぞれ大事な視点があるのだらうと思います。

まず、1点目として、多様な人材が参画をすること、また、開かれた議会であることとともに、私は、多様な議会運営ということは大事なのだらうと思っているのです。多様な議会運営、確かに様々な取組がある中で、自治体の規模によって様々なやり方が出てくるであろうし、その意味では、いい例が各自治体であることによって、それに触発された自治体においても、取組が加速化されるのだらうと思っておりますので、是非弾力的な、また、多様な議会運営の取組においては、積極的に三議長会を中心にでしょうか、また、法的に何かということであれば、それについては我々もしっかり対応してまいりたいと思っておりますので、是非先駆的な取組、いい実例、いい弾力的な運営を期待いたします。

2点目として、現状認識において、人口が減ります、高齢化いたします、地域それぞれにあって住民の価値観は多様です、問題は山積ですといったときに、議会、また、議員がそれぞれ政策を立案するときに、より十分なサポート体制が必要になってくるのだろう。つまり議会における調査、また、立法機能というのでしょうか、そうしたものが本当に現状十分なのかという話が出なければならぬと思っております。議会というもの、議会人というものが、それぞれ政策というものに対して、本人の意識とともに、それをサポートする体制がしっかり裏付けられていることが大事だろうと思っております。

3点目ですが、神奈川県にあって、実は大きな課題として我々が問題意識を持っているのが、清水委員、横浜の市会議長さんがいらっしゃいますけれども、神奈川県は、横浜、川崎、私の地元の相模原市と3政令市があります。県議会議員に限って言えば、いわゆる3政令市に県議会議員の半分プラスアルファが集中してしまっている。神奈川県における地方部にあっては、単純に言えば、神奈川県議会議員という、いわゆる定数の配分が少なく出てしまう。更に国における区割りではありませんが、5区といったような形で定数を配分しなくてはならない。各町から1人というわけにはいかない時代になっています。

ますます地域ニーズが極めて神奈川県に対して高いというところにおいて、議会の定数、これは憲法上の問題ということもありますので、なかなか都市部にあっては議会議員のウエート、占める割合が多い。他方で、同一県内の地方部にあっては、議員は減る一方です。国政における定数配分みたいな現象が起きてしまっていること。これは神奈川県にあって顕著な例としてありますので、そうしたこともまた課題だと認識しております。

以上、弾力的な運用をより積極的にやること、政策立案機能を強化する必要性、更には今申し上げた定数配分において何らか考え得る方策、または法改正があり得るのか、これも課題だという認識、それらをもって、今回、総務委員会で自治法改正、請負禁止の緩和に取り組みましたけれども、各党派間の調整も大変難儀をいたしました。それぞれにあっても、色々各党派によって考え方が違いますが、それを乗り越える努力も各委員、また、各党派としながら、是非多様な人材がいて、また、なり手不足ということがないように支えてまいりたいと思っております。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 衆議院議員自由民主党の坂本哲志といたします。選挙区は熊本の第3選挙区、6年半前の熊本地震で最も被害を多く受けたところでもあります。

私たち自民党では、三議長会の要望に従いまして、段階的にこれまで法制化をしてまいりました。最初が、町村議員選挙の公営化でございました。そして、今回が請負禁止の緩和、野党の皆さんたちの御協力を得て、議員立法として成立をさせることができました。そういう中で今後、議会の位置付け、あるいは立候補環境の整備、こういったものが論議をされていくことが非常に時宜を得たものと思えますし、是非、来年の通常国会で法制化

できるように、私たちも努力をしてまいりたいと思います。

それから、多様な人材を確保するためには、いかに議会活動に住民の皆様方に興味を持っていただくかということでございますので、オンラインによる配信はもちろんでございますけれども、出席等のオンライン化、これも原則は本人、リアルで出席ということにして、何らかの形で認めるべきであろうと思います。しかし、政治や議会という性格上、相手を説得したり、そして、自らの意思を強く言うというような迫力が大事でありますので、ここは本来ならば自ら出席して自分の思想信条も含めて言うべきことをしっかり言うことが大事なのであると思います。

それから、多様な人材の確保ということ言えば、これは将来的な課題になりますけれども、私は性別、あるいは年齢によるクォータ制、こういったものも必要ではないかと思えます。制度設計は非常に難しいと思えますけれども、弾力性を持って、あるいは自治体の裁量権を持ったクォータ制というのは、将来考えてしかるべきだろうなと思えます。

それから、中小自治体の議会の報酬のことは深刻だなと今回改めて感じました。と言いますのは、私の地元の私設秘書が今度、町議会議員に立候補することになりました。女房子供もおりますので、地方議会議員の報酬だけではなかなか食べていけないだろうということで秘書も続けてもらうことにして、しっかりと生活費を支援する、そして、実践として議会でも働いていただくし、秘書としても働いてもらうという決定をしました。そういうことから言いますと、兼業ということ、報酬ということ、そして、多様な人材ということ、これから更に考えるべきことがいっぱいあるなと思ったところであります。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 日本維新の会、衆議院議員の馬場伸幸でございます。

まず冒頭、答申案のおまとめに御尽力をいただきました皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

私からは答申案について3点、意見を申し上げます。

1点目は、議会へのオンラインによる出席についてでございます。本案において、本会議へのオンラインによる出席について、1つの意見に集約することができませんでした。私はここに示されている1点目の、オンラインによる出席を例外的な取扱いとせず、事由を問わず、幅広くオンラインによる出席を可能とする考え方に集約すべきと考えています。本案で懸念点として示されている本人確認等の諸課題は、既に委員会へのオンライン出席が認められていることでクリアしていると思われまます。オンライン出席を認めることは、育児中や介護中、あるいは民間企業の第一線で働く方が政治の世界に参画していただく、まさに答申のタイトルである多様な人材の参画のためにも重要です。そもそも、民間における最高議決機関で、手続自体に重要性が認められる株式会社の株主総会においてもオンライン出席が認められています。政治の世界でオンライン出席が認められない最大の

理由は、凝り固まった古い体質にあることは明白です。こうした、政治は民間と違って格式が高いのだというような発想を取り除くためにも民間同様の手続、すなわち本会議におけるオンライン出席を整備することを強く求めたいと思います。

2点目は、議会に関連する手続のオンライン化についてであります。答申にありますように、住民の方が行う手続について一括してオンラインにより行うことを可能とするべきだと考えます。

住民の方が自治体と行う行政手続については、ようやくオンライン化が進んでまいりました。一方で、住民の方と地方議会間のオンライン化はなかなか進まない。この原因の一つには予算確保が行政手続と比べると後回しにされてしまうという現状があるかと思いません。総務省として行政手続のオンライン化とは別に予算確保して補助するほか、予算確保の重要性について自治体に周知をしていただきたいと思います。

3点目は、議会の位置付け等の明確化についてです。議員の不祥事などにより、いまだ国民の政治不信は根強く、答申案にありますように、議会や議員が重い役割や責任を自覚することは確かに重要です。しかしながら、答申案にあるような議員についての心構えなどの道徳的規範を地方自治法に書き込むというアイデアには疑問を感じます。多様性が重んじられる現代社会において、道徳的規範を法律に書き込むことへの弊害も議論する必要があると考えます。多様な人材の参画をうたうのであれば、なおさらこの点は慎重であるべきであるということを申し上げて、私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○市川会長 どうもありがとうございました。

それでは、江島委員、お願いいたします。

○江島委員 私からは2点ほどお話をさせていただこうと思います。

まず1点目、この議会における多様な人材の参画のあり方ということであります。若干地元の例を交えながらお話させていただきますと、山口県で一番人口が多いのは、私も住んでいる下関市でございます。2番目に多いのが県庁所在地である山口市でございます。いずれも御案内のように、市議会議員の報酬というのは自治体の規模の大きいところが大体一番高くなっているのですが、先般、山口市議会議員選挙があったときは、定数34に対して40数名出ております。また、年明けには今度、下関市議会でも市議選があるのですが、こちらも定数34に対して50名以上の立候補者がいまして、立候補者にとってはみんな大変激戦なのですが、これは有権者から見れば、それだけ多様な人材が立候補してきているといえるのではないかと思います。

一方で、町議会になりますと、本当に定数ぎりぎりとか、定数プラス1という立候補者数が現実でありまして、これは明らかに、報酬だけではないのかもしれないかもしれませんが、報酬というものの大小が立候補する一つのモチベーションになっているのかなという気がしております。したがって、議員になるということは、現状ではなかなか、いわば人生を賭してチャレンジをするという側面が多分にありますので、しっかりと

責任に伴う報酬体系をつくっていくことが多様な人材を議会の中に獲得していく大きな鍵になるのかなと思っております。

もう1点は、今、馬場委員さんが言われたこととは若干逆になるかもしれませんが、本会議へのオンライン出席の点でございます。今まで御発言された委員の皆様は皆、衆議院議員でいらっしゃいます。私は参議院議員でありまして、去年1年間は議院運営委員会に参加していたわけでありまして、その中で議論の一つになりましたのが、今年の夏に当選を果たした議員なのですが、まだ1回も議会に出ていない議員が1人おります。正確に言うと、議会に出ていないどころか日本にいないのですけれども、それでもこの議員の議席は保障されているわけでありまして。現行ルール上では、本会議には必ず出席をしなければいけないというルールの中で、今、ずっとルール違反を続けているわけでありまして。

無条件でオンライン出席というのは、その辺がなかなか無条件でとなると、全く本人の都合で出る、出ないというのを決められることになるのかと思いますので、どういう状況でオンライン参加を認めるかというものは、何か一定の審査であり判断基準というものが私は必要なのではないかと考えています。既に臨時国会が2回終わりましたが、当該議員は1回も出席をしておりませんし、年明けには通常国会が始まりますが、この通常国会のときにどういう形になるのか全く分かりませんが、引き続きこれは参議院としての大きな課題になっているところでございます。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、皆様の御意見をいただきたいと思っております。地方六団体の委員の皆様からお願いいたします。特に各議長会の皆様からは、重ねて御意見・御要望をいただいております。この際、御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思いますので、まずは各議長会から御意見をいただきたいと思っております。

それでは、座席の順番により、柴田委員からお願いできればと思っております。

○柴田委員 全国都道府県議会議長会会長、秋田県議会議長の柴田でございます。市川会長、大山副会長、山本委員長をはじめ、専門小委員会の委員の皆様には、地方議会について時間をかけ、熱心な審議を重ねていただきました。答申案をお取りまとめいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思っております。

答申案では、本会が要請を行ってまいりました「議会の位置付け、議員の職務等の地方自治法への明文化」、そして、「請願書や意見書のオンライン提出」について前向きに明記していただき、大変ありがたく思っております。この答申に基づく地方自治法の改正案が来年の通常国会に提出されることを強く期待をいたしております。答申案で指摘されているとおり、「住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化し、地域において合意形成が困難な課題が増大する中、地域の多様な民意を集約し、議論を行う議会の役割は重要」となっております。この答申に基づく地方自治法の改正をきっかけとして、「多様な人材が参画し

住民に開かれた活力ある地方議会」となるよう、取組を進めてまいりたいと思っております。

例えば、福岡県議会では、今年6月、ハラスメント根絶条例を制定し、県内市町村議会を含めた研修の実施、相談体制の整備を行うこととしておりますが、本会では、こうした先進的な取組が全国に広がるよう積極的に支援し、議会の政策立案機能や事務局の強化など各議会が共通する課題については、各議会の参考となるよう、本会が先行して課題解決に向けた検討を進めてまいります。

また、議会のデジタル化については、今回の答申案で、議会に関連する手続を「一括してオンラインにより行うことを可能とすべき」とされました。大変ありがたいと思っております。

本会では有識者の協力を得ながら、昨年6月に「議会がデジタル化推進に取り組む基本的な考え方」、今年4月に「オンライン委員会開会の留意事項」について、報告書を取りまとめました。現在は、住民に開かれた議会づくりを進めるためにも、デジタル技術を活用した住民と議会をつなぐ方策などについて検討を行っております。各地方議会がデジタル化の流れに遅れることなく取り組めるよう支援してまいりたいと思っております。

答申案では、「議会の役割は重要」とされる一方、「一部に、議会が必ずしも求められる役割を果たしていない事例や、住民の信頼を損ないかねない議員の行為の事例も見られる」などとされ、専門小委員会の審議では、地方議会に対する厳しい御意見もあったと伺っております。私どもとしては、こうした御意見に真摯に向き合い、各議会の改革や議長会の取組を通じて、「地方議会が変わった」と思ってもらえるよう努力してまいります。

答申案の「結び」に御提言いただいておりますとおり、「議会は住民自治の根幹をなす存在」であり、議会は民主主義の原点であります。私どもとしては、この答申を受け、各議会が活性化するよう更に取り組んでまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○市川会長 どうもありがとうございました。

続きまして、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 全国市議会議長会の会長を務めております横浜市会議長の清水でございます。

6月の第2回総会の席上、来年春に統一地方選挙を控えていることから、地方議会のあり方については可能な限り前倒しで調査審議を進めていただき、なるべく早い時期に一定の方向性を打ち出していただくことを強く要望申し上げました。このように、年内に答申を取りまとめていただき、正・副会長、小委員長及び各委員の皆様にご心から感謝申し上げます。年明けに召集される通常国会において、地方自治法の改正案が上程されることを心から期待しております。

その上で、私から答申案に関して、3点コメントをしたいと思っております。

初めに、議会の位置付け等の明確化についてであります。今回の答申案において、地方議会は議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けと、重要な意思決定に関する事件を議決するという役割・責任が、また、議員は議会の権限の適切な

行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うということが明記されました。地方自治の基本法である地方自治法に、このように議会の位置付け等が明確に規定されることとなり、大変身の引き締まる思いがいたします。改めて、議会、議員の重い職責をしっかりと受け止め、住民の期待に応えられるよう、努力を重ねてまいります。

次に、立候補環境の整備についてであります。立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法をはじめ、労働法制の見直しについて要望してまいりました。今回の答申案では、各企業の自主的な取組として、就業規則において立候補に伴う休暇制度を設けることや議員との副業・兼業を可能とすること等について要請すると整理されました。法制化については事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討とした結論は、いささか残念な思いがしますが、まずは企業の自主的な取組を促すとした点で一步前進と評価いたします。ただ、実を伴わなければ意味がありません。速やかに三議長会と政府が一体となって、経済界に対して強力に要請活動を行いたいと思いますので、政府の御支援・御協力をお願いいたします。

最後に、議会のデジタル化についてであります。地方議会のデジタル化も着実に進展しており、感染症のまん延や大規模災害の発生時に加えて、出産、育児、介護、疾病等の事情を考慮し、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充について要望してきました。今回の答申案では、本会議へのオンラインに出席について、国会における対応も参考に丁寧な検討を進めるべきとされました。国会では、いまだに委員会のオンライン開催も実施されていないと承知しています。既に委員会のオンライン開催に先行的に取り組んでいる市議会から、本会議への対象拡大に向けた要望も強まっております。このような先進的な地方議会について、本会議のオンライン開催の途が開けるように、引き続き具体的な調査審議をお願いいたします。

以上であります。ありがとうございました。

○市川会長 どうもありがとうございました。

続きまして、南雲委員、お願いいたします。

○南雲委員 全国町村議会議長会の会長を務めております新潟県湯沢町、雪国越後湯沢の議会議長の南雲でございます。

委員の皆様におかれましては、今回の答申案の取りまとめに当たりまして、丁寧に御審議をいただき、また、本会の要望を受け止めていただきまして、誠にありがとうございました。答申案では議会における取組の必要性が盛り込まれてはいますが、私どもといたしましても、答申案に明示されたことにしっかりと取り組んでいくとともに、議員のなり手不足を解消し、多様な人材が参画する、より住民に開かれた活力ある町村議会となるよう、更に邁進してまいる所存であります。

つきましては、答申案にある地方議会の位置付けや議員の職務等の地方自治法への明文化とともに、請願書や意見書の提出など、住民と議会、議会と国会の間で行われる手続のオンライン化に関わる法改正について、是非とも早期の実現をお願いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○市川会長 どうもありがとうございました。

続きまして、知事会の平井委員、お願いいたします。

○平井委員 ここに至るまで、市川会長様、大山副会長様、山本委員長様をはじめ、委員の皆様には本当に丁寧な御審議を尽くしていただき、私ども車の両輪として一緒に働いております地方議会の位置付け、その役割、また、人材の確保につきまして、多彩な答申案をまとめていただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

今日、知事会の方からも1つ、机上配付としての意見を出させていただいておりますので、それも参照いただきながら、お聞きいただければと思います。

まず冒頭に示しておりますように、多様な人材が参画し、住民に開かれた地方議会の実現、それに向けた本日の答申案に知事会としても賛同するものであります。

今日、あかま委員、坂本委員、馬場委員、江島委員、また、重徳委員もいらっしゃいましたが、先生方もお揃いでございます。幸いにして、あかま委員は神奈川県、また、坂本委員は熊本県、また、馬場委員は堺市の議会の重鎮として御活躍もいただいたわけであり、江島先生も市長として議会を見守っていただいたわけであり、非常に理解のある国会の先生方もいらっしゃると我々も期待をいたしております。その上で、是非これを実際に国会提出していただきまして、これから統一地方選挙が4月でございます。それに間に合う姿で、国民の前に地方議会とはこうあるべきだ、みんな国会も期待しているぞと、その意思を示していただけると大変にありがたいと思います。

今日、答申案に書かれている色々な課題、先ほど来、色々な御議論がございまして、私どももなるほどと思うことがあったり、是非こういう点もということもございまして。それぞれの三団体の議長会のことを、是非お聞き届けいただきたいと思っております。

若干私見も交えて考えれば、今回、本当に丁寧に書かれていて、色々な各方面の見方が出ていると思っております。そういう意味で、一つはオンライン投票、ないしオンライン議会のお話がございました。この辺は色々と割り切って今後も議論を継続していただきたいなと思っております。

今、実に感染症で困っています。実際に欠席される議員の方もいらっしゃいます。無理して出てこいとはとても言えません。こういう事情のときもあるわけです。それから、確かに私も国民の1人として江島委員のお考えに個人的には賛同しますし、そんなので給料もボーナスももらえるのかと思うわけでありまして、地方議会の場合は、選挙に出るための要件として住所地要件があります。我々首長、あるいは国会議員の皆様には住所地要件はございません。したがって、住所地要件のある方々が構成する議会ということも一つ御考慮いただいてもよいのではないかと思います。

また、在職立候補制度と世界的には言われる制度があります。この中で、今日の答申案の中では、公務員の立候補制限については切り離して書いてありますけれども、これも本当は一緒に並べて御議論いただいてもいい値打ちのあるものだと思っております。

例えばフランスでは、かつて社会党などは結構公務員が出ていました。公務員が在職立候補で出て、それでまた帰ってくる、身分保障もあったわけです。そういうことにしますと、民間の場合もちろん同じ問題があって、公務員の場合は、公職であれば必ず辞職しなくてはならないとまで強制的に書いてあるのは、バランスが取れているのかなという気もいたします。色々と様々な議論をしていただければよろしいのかなと思います。今日もその辺に公務員の方がいっぱいいらっしゃいますが、多分、辞職という規定がなくなれば、次々に地方議会に立候補してくるのではないかと思いますので、是非色々と幅広い視野で引き続き御議論いただければありがたいなと思います。

女性の参画のためのクォータ制度のお話も坂本委員からございました。これは実に本質を得ているわけでありますが、意外に地方議会の場合、党派性がありません。したがって、党の中でのクォータ制がうまく動かない場合がございます。色々と組み合わせて議論しなくてはいけないのかもしれませんが、今日、本当に御議論を伺っていただいて、活発な御議論で、是非この方向性でもっと熱を持って、この地方議会の制度についてお語りをしていただくとありがたいと思います。

それから、本調査会に示されている点に関連しまして、意見の中に簡単にコメントを出させていただいておりますが、是非国の意思決定と地方の意思決定とかみ合うような意見交換ができるようお願いをしたいですし、現在、憲法第92条から第95条まで第8章で規定されている地方自治の規定がございますが、この規定につきましても踏み込んだ改正論議もあっていいのではないかと思います。また、条例につきましても、これは議会の重要な権能であります、これが守られるようお願いをしたいということ。

そして、今回のコロナ感染症に関わるところも課題になっていりましたが、これにつきまして、新しい感染症の制度、感染症危機管理統括庁を設けるとかCDCを設けるといった場合に、現場の意見が反映されるようにしていただいたり、財政的な保障もお願いをしたい。

また、最後のところでありますが、デジタル人材の確保、基盤の整備などがデジタル化の前提でございまして、デジタル田園都市国家構想を進めるためにもお願いをしたいですし、また、地域における基幹業務システムにつきましても、地域のベンダの参入機会の確保など、御配慮いただきたいという論点を出させていただきました。

今後、議論は続くと思いますので、継続して御議論に寄与していただければありがたいなと思います。

議会の重要な権能に条例の制定権がありまして、これについては当たり前のことだと我々は思っていますが、意外に国の役所の方が旧態依然とした例が最近散見されまして、私自身も非常に耳を疑う、戸惑うこともございました。今日は学者の先生もいっぱいいらっしゃいますので、これが地方自治の実態だという意味でまずは聞いていただき、ここの役所を批判するという意味では全然ないのですが、こういうことが起きがちであるということ聞いていただければありがたいと思います。

一つは、今、本県も議案を出していますけれども、明日採決される個人情報保護条例が

ございます。個人情報につきましては国会で個人情報保護法が改正されました。これに伴いまして個人情報保護委員会ができて、地方も含めて基準の統一ということが盛り込まれました。そうした訳で、全国で今一斉に個人情報保護条例を改正しているわけです。ただ、個人情報保護条例というのは地方が先につくっていたのです。それぞれの地域で個人情報保護の仕組みが出来上がっていました。

一つありましたのは、亡くなられた方も引き続き個人情報の保護に値するのではないかと。それを行政としても保護しますよという条例立てのところは少なからずありました。実はこの個人情報というのには死者は入らないというのが国の指導です。それで、条例をやめろという趣旨の指導がきました。私はおかしいと思います。個人情報の亡くなられた方云々というのは、憲法第94条で保障された法律の範囲内の条例ということでもありますけれども、生きている人の個人情報であれば、法律の範囲内で基準はこうだということかもしれないですが、亡くなられた方の情報保護にまで国が介入するのはいかがかと思います。

さらに、これに反発したところ、個人情報保護条例という条例の名前を変えろと言ってきました。個人情報以外の死者の保護条例にしろと、なぜここまで国が言えるのかということです。これが役所の中央と地方の関係であります。

多くの自治体は、これに従ってしまいまして、死者の個人情報の条例がどんどん廃止されてくる実態にあります。鳥取県は頑張って上程をして、明日可決されるかと期待をしております。

同じようなことは、例えば犯罪被害者保護の条例にもございます。鳥取県の場合は、犯罪のないまちづくりの条例として、全国に先駆けて犯罪被害者保護の条文を書いています。それを更に最近も条例改正して拡充をして、他県でやっているような犯罪被害者保護条例よりは内容の厚いものにしております。しかし今、国は面白い言葉をつくっています。特化条例という四文字熟語をつくったのです。犯罪被害者保護条例でない名前の条例で、それ以外のものは全部切り捨てて条例を分けろということを行っているのです。どうしてその権限が国にあるのか。私はないと思います。憲法にも違反すると思う。こういうことが今でもまかり通るわけです。

役所の皆さんも真面目だから悪気があってやっているわけではないと思うのですけれども、ただ、こうしたことが実は条例実務として我々が日々遭遇するところです。ですから、地方自治の本旨というものをもう一度、憲法上も明確にして、やはり我々地方として、いい仕事ができるような環境を先生方にも御検討いただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、立谷委員、お願いいたします。

○立谷委員 今までの議論を踏まえて、全国市長会といたしましては、この答申案については賛成でございます。よくこのように話をまとめていただいたものと思っております。しかしながら、今、皆様の意見を聞いてきた中で、全国市長会としても申し上げさせてい

ただきたいと思います。

まず、柴田委員から住民との合意形成という言葉がございました。平井委員からは地方自治の本旨という言葉がございましたけれども、我々地方自治体の長としては専決処分をするのではなく、しっかりと住民との合意形成を図った上で政策を推進していきたい、予算を執行していきたいと考えるのです。

ただ、これは私自身の経験ですが、非常にスピードを求められることがあります。私は東日本大震災当時、相馬市長ですので、震災の刻々と迫ってくる緊迫した状況の中で、例えば、隣の隣の隣町で原発事故が起きるわけです。そういった状況の中で、議会との合意形成というのは非常に難しくなるのです。判断や決断にスピードの問題が出てきますから、そういう際に、オンラインというのは一つの極めて有効なツールになるのではないかと思います。

江島委員がおっしゃったことも重々私は分かりますし、そのような事例が発生したら困るということもあります。しかしながら、スピード感を持って臨まなくてはいけないような事態も重々ある。災害時ということがありましたけれども、現在であれば感染症対策がそうだと思います。これは議会の同意を求める必要もないと思いますが、学校を全部休校にする必要があるのです。これは、市長が判断します。そういった差し迫った状況において、スピードの確保というのは非常に重要ですから、デジタル化とかオンライン化というのは、突発事故が起きた場合のことを考えて、体制を整えておくことが重要なことではないかと思うのが1点です。

それから、地方議会は、なり手不足の問題が常に出てくるわけです。坂本委員からクォータ制という話がありました。例えば女性などのクォータ制というのは非常に重要なファクターだと思いますが、なり手がいないのです。

ただ、今、地方の首長たちが一番重きを置いて考えているのは少子化です。このままいったら自分たちの自治体が50年後は存在しないのではないかと。それが最大の懸案なのです。そういうことを考えたときに、私としては子育て中のお母さんや、20～40代女性の意見が欲しいと思いますし、そのような意見が地方議会に反映されていかないといけないのです。

ただ、坂本委員の秘書の話を感じながら聞いていたのですが、特に小さな自治体になりますと、報酬が安いわけです。議員になろうとする人たちは生活を抱えていますから、そういったことを考えたときに、兼業をどのように認めていくのか。

それから、立候補する際の身分保障について、落選した場合どうするかということはどうしても考えるわけです。少子高齢化を担うであろう女性、それから、若者、男性も同じです。若いお母さんだけではなくて、若いお父さんの仕事でもあるのです。ですから、若者がどうやって議会の議論に参加してくれるのか。我々からすれば、我々が求める合意形成に参加してくれるのか、あるいは議会のもう一つの大きな機能だと思いますが、提言機能にどうやって関わってくれるのかというのは非常に大きな問題になっております。今回の答申案でもお触れになっていますし、十分書き込まれていると思いますが、今後の大き

な課題になってくるわけです。

以上、地方自治体を実際に預かる立場として御意見を申し上げさせていただきましたけれども、今後の検討課題として皆様で十分御議論を重ねていただくようお願いいたします。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 全国町村会長の熊本県嘉島町長の荒木でございます。

市川会長、大山副会長、山本委員長をはじめ、各委員の先生方におかれましては、議論を重ねられ、答申案を取りまとめていただいたことに敬意を表する次第でございます。

答申案の内容について、私から特段の意見はございませんが、我々町村長といたしましても、多様な人材が参画し住民に開かれた議会の実現は重要であると思っておりますが、特に小規模自治体において、その実現に欠かすことのできない議員のなり手が不足し、深刻化していることを強く懸念しております。このようなことから、今回の答申案では議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することが打ち出されておりますので、今後、制度改正を早期に進めていただくようお願いいたします。

また、地域の実情等により多様な人材の参画が困難な自治体に対しては、国、都道府県等による支援を講じていただくようお願いいたします。行政と議会は車の両輪として、それぞれの立場から議論を尽くすことが重要であります。将来に向かって希望のあるまちづくりを進めていくために、幅広い住民の意見を反映できるよう、お互いに連携して取り組んでいくことができると考えております。

私からは以上でございます。

○市川会長 どうもありがとうございます。

皆様から本当に様々な御意見をいただきました。それらの御意見、問題提起について、専門小委員会の中でどのような議論があったのか、山本委員長からお答えさせていただきますと思います。

○山本委員長 多岐にわたる御意見をいただきましたので、一つ一つ全てに対応する形でお答えすることは困難ですけれども、私たちといたしましては、現時点においてまとめられる部分についてまとめたということでもあります。

意見が色々あり、また、現実にもう少し実際にやってみないとはっきりと言えない部分が残されているため、例えばオンライン出席に関しましても、6ページで色々な考え方があると書いています。現にこのような色々な意見が委員からそれぞれ出され、現時点で一つに取りまとめることは難しく、今後、委員会のオンライン出席の実績も見ながら、そこで出てきた課題も踏まえて、今後検討していくべきであるという形でまとめております。

このように、答申案では、現時点でまとめられること、意見が分かれたところ、それから、今後検討すべきポイントを指摘させていただきました。そして、本日、更に色々な御

意見をいただきましたので、答申案に書かれたことと併せて、更に今後議論が進むものと考えております。

1点、議会の位置付け等の明確化、4ページの部分に関しまして、特に議員に関する規定は、職務を行う上での心構えを示すものという点につきまして御意見をいただきました。

この点について説明を補足しますと、専門小委員会では、一つは、地方自治法の中に首長の心構えを示す規定があるということに着目いたしました。

もう一つは、4ページの御指摘のあった部分の少し上に、地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等、議員は議会の権限の適切な行使に資するため云々と書かれておりますが、令和2年の最高裁判所大法廷の判決におきまして、議会の位置付けについて直接言及した判決ではございませんが、このようなことが書かれておりました。その2つを参考にしたということでございます。

ここで言わんとしていることは、心構えという表現がよいかという問題はあるかもしれませんが、あくまで地方自治法から当然に導かれる議員の任務・責任を確認的に規定するということでありまして、それ以上に議員の方の内心を拘束するということを考えているわけではございません。ここにもありますように、新たな権限や義務を定めるものではなく、確認に尽きるということです。その点につきまして、一言補足をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見・御発言はございますでしょうか。

ありがとうございます。地方自治の主役は住民の皆さんになるのですけれども、住民の皆さんが地方自治に関心を寄せて、自らが議会や行政との関係性を見つめていただきたい。そういうことの先に地方議会の活性化もありますし、地方自治そのものの質を高めていくことになると考えております。そういう観点で今回も議論を重ねてまいりました。今日、たくさんの御意見をいただきましたので、この先まだ諮問事項の大元が残っておりますので議論を重ねていきますけれども、皆さんの御意見を我々もしっかり受け止めて、引き続き地方制度調査会の議論を進めさせていただきたいと思っております。

そういうことで、今回の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申（案）」につきまして、修正等の御意見はございますでしょうか。特に御意見がございませんでしたら、本案のとおり、答申をまとめることとしたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らいたいと思っております。

答申案を御了承いただきまして、誠にありがとうございます。今、申し上げましたとおり、今後の審議につきましては、引き続き第2回の総会で決定いただきました審議項目を踏まえまして、専門小委員会において調査審議を進めさせていただき、必要に応じて総会

にまたお諮りさせていただきたいと思います。

本日は、委員の皆様、関係各位の方々には、お忙しいところを御出席いただき、また、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第3回総会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。